

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

我が国では、南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震やそれに伴う津波被害が想定されており、近年では、豪雨災害等の発生も相次いでいることから、本市においても大規模災害への備えがますます重要となってきた。

大規模災害が発生し、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、市街地等の復旧・復興は、産業や住宅などの分野の基盤として、他の分野に先立って実施する必要があるため、早期に復興まちづくりのための計画を策定し、事業を完了させることが求められる。

そのため、人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、事前に復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早急に策定し、適切な規模での被災地復興が可能となるため、よりよい復興を実現するために重要な取組となっている。

これを受け、国土交通省では、令和5年7月に地方公共団体が復興まちづくりの目標・実施方針等、被災地の状況に即した事前復興まちづくり計画を検討・策定することに焦点を当てた事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定したところである。

しかしながら、令和6年7月末時点において、事前復興まちづくり計画の策定を済ませた地方公共団体は2%にとどまっており、検討自体をしていない地方公共団体は75%となっている。

頻発する大規模災害の発生に早急に対応するためにも、事前復興まちづくり計画を策定し、平時から課題解決に取り組むことは、今後さらに重要となってくる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、事前復興まちづくり計画の策定に向け、防災・安全交付金による財政支援や技術的助言を行うなどの支援を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月1日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

} 宛(各通)